

# 自動車リサイクル法の引取業・フロン類回収業 登録申請の手続きについて

以下の行為を行う場合には自動車リサイクル法の登録申請が必要です。

(1) 使用済自動車を最終所有者から引き取る場合 → 引取業の登録

(2) 使用済自動車からフロン類を回収する場合 → フロン類回収業の登録

また、登録の有効期間は**5年間**です。登録通知書に記載されている有効年月日を過ぎると翌日から登録は失効しますので、有効期限後も引き続き業務を行おうとする場合には、更新登録申請が必要です。

## 登録申請窓口

事業を行う事業所を所管する地域の京都府保健所へ申請してください（府内に複数の事業所が存在する場合には別途ご相談ください）。

事業所が京都市内にある場合は京都市（廃棄物指導課：TEL 075(366)1394）に御相談ください。

事業場の所在地	保健所等	所在地
向日市、長岡京市、大山崎町	京都府乙訓保健所 (環境衛生課環境係) 電話 075-933-1341	〒617-0006 向日市上植野町馬立8番地
宇治市、城陽市、八幡市、 京田辺市、久御山町、井手町、 宇治田原町	京都府山城北保健所 (環境課廃棄物対策係) 電話 0774-21-2913	〒611-0021 宇治市宇治若森7ノ6
木津川市、笠置町、和束町、 精華町、南山城村	京都府山城南保健所 (環境衛生課環境係) 電話 0774-72-4303	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹保健所 (環境衛生課環境係) 電話 0771-62-4755	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21
福知山市	京都府中丹西保健所 (環境衛生課環境係) 電話 0773-22-6383	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地
舞鶴市、綾部市	京都府中丹東保健所 (環境衛生課環境係) 電話 0773-75-1156	〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23
宮津市、京丹後市、伊根町、 与謝野町	京都府丹後保健所 (環境衛生課環境係) 電話 0772-62-1361	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地

## 申請書類等

### 引取業者

- ・引取業者登録（登録の更新）申請書（様式第一）
- ・誓約書
- ・本籍（外国人にあっては国籍等）の記載された住民票の写し（原本）[個人の場合]  
（発行日から3箇月以内）
- ・法人の登記事項証明書 [法人の場合]（発行日から3箇月以内）  
※ 登録の更新については、「履歴事項全部証明書」を提出してください。
- ・フロン類の確認方法を記載した書類又は資格証若しくはフロン回収技術取得研修会等の修了証等の写し
- ・現在、京都府で受けている登録の通知書の写し（登録の更新の場合）

### フロン類回収業者

- ・フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書（様式第三）
- ・誓約書
- ・本籍（外国人にあっては国籍等）の記載された住民票の写し（原本）[個人の場合]  
（発行日から3箇月以内）
- ・法人の登記事項証明書 [法人の場合]（発行日から3箇月以内）  
※ 登録の更新については、「履歴事項全部証明書」を提出してください。
- ・フロン回収機の所有権又は使用権を有することを示す書類（納品書・販売証明書・領収書・共同費用規定書・借用契約書等の写し）
- ・フロン回収機の種類及び能力を説明する書類（仕様書、カタログ等の写し）
- ・現在、京都府で受けている登録の通知書の写し（登録の更新の場合）

## 登録手数料（京都府収入証紙で納付）

	新規登録	登録更新
引取業者	4,080円	3,060円
フロン類回収業者	6,120円	4,080円

## その他注意事項

自動車リサイクル法の登録とは別に自動車リサイクルシステムに事業者登録を行う必要があります。ついては、システム登録の申込書に必要事項を記入のうえ、自動車リサイクル促進センターに直接申込みをしてください。

<問い合わせ先>

自動車リサイクルコンタクトセンター  
TEL 050(3786)7755

様式第一（第四十六条関係）



引取業者 ~~登録の更新~~ 登録申請書

※登録番号	
※登録年月日	

令和\*\*年\*\*月\*\*日

京都府〇〇保健所長 様

↑  
窓口への提出年月日を記入

(郵便番号) 〒602-8570  
住 所 京都市上京区下立売通新町西入  
京都府産業有限会社  
氏 名 代表取締役 京都 太郎  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 075-414-4717

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役職名
(きょうと たろう) 京 都 太 郎	代表取締役
(きょうと いちろう) 京 都 一 郎	取締役
(きょうと はなこ) 京 都 花 子	監査役
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号)  電話番号
法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役職名
事業所の名称及び所在地	
名 称	京都府産業有限会社 ○○営業所
所在地	(郵便番号) 〒***-*** 京都府○○市△△町□□**番地 電話番号 ***-**-***
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
<p>① 冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有しています。 (確認方法を記載した書類：別添のとおり)</p> <p>② 十分な知見を有する者が冷媒としてフロン類が含まれているかどうか確認できる体制を有しています。 (資格証等又は受講修了証等の写し：別添のとおり)</p>	

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

法第45条第1項各号（引取業者の場合）又は法第56条第1項各号（フロン類回収業者の場合）に該当しない者であることを誓約した旨の書面

## 誓 約 書

申請者、その役員及び法定代理人は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45（56）条第1項各号に該当しないものであることを誓約します。

令和\*\*年\*\*月\*\*日

↑

窓口への提出年月日を記入

申請者

住 所 京都市上京区下立売通新町西入  
京都府産業有限会社

氏 名 代表取締役 京都 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

京都府〇〇保健所長 様

## 残存フロン類の確認方法

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定より、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

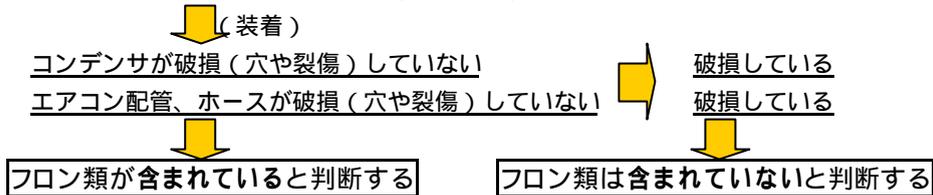
### エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



### 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）



### 必要に応じて、以下により確認

使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

#### < エアコンシステム装着例 >

